

お知らせ

特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染拡大防止に留意しつつ、家庭への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されています。

町では、令和2年4月27日現在、下川町の住民基本台帳に登録されている世帯主へ、令和2年5月上旬に特別定額給付金の申請書等をお届けしています。

申請受付期間は、令和2年5月7日から令和2年8月6日までとなっております。期間を過ぎると給付金を受けることができませんので、早めに申請を行ってください。

■お問い合わせ  
税務住民課  
☎4-2511  
☆4-251103

特別定額給付金の詐欺に注意!

○市町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

○市町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために手数料の振込みを求めめることは絶対にありません。

◎「暗証番号」「通帳・キャッシュカード」「口座番号」「マイナンバー」は、絶対に教えない。渡さない。

新型コロナウイルス便乗詐欺になりすましやオレオレ詐欺に注意!

全国各地において、新型コロナウイルスに便乗した詐欺の被害が発生しています。事例をご紹介します。

①電話で厚生労働省の職員を装い、個人情報を取られた。

②市役所職員を名乗り、「新型コロナウイルスに関連した助成金を受け取るためには新しいキャッシュカードに交換しないといけない」と電話があつた。

③息子を名乗り「お金を貸してほしい」お金を下すときは「コロナの関係で手元に資金が欲しいと説明して」と言われ800万円を家に来た男に渡した。

④注文していない使い捨てマスクが宅急便で届いた。

不審なことがあります。たら、役場税務住民課、下川駐在所、名寄地区広域消費生活センターにご連絡してください。

■お問い合わせ

税務住民課  
☎4-2511  
☆4-251103  
下川駐在所  
☎4-2042  
名寄地区広域消費生活センター  
☎01654-2-3575



お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。

下記実施主体あてに電話またはメールで相談してください。電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。(相談料 無料)

いただいた相談内容に関して、後日センターから電話連絡することがあります。

※これまで開催日や時間、場所を指定した相談会を町内で実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、当分の間、相談会の実施を休止します。ご理解のほどよろしくお願ひします。

■お問い合わせ

相談先・実施主体 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」  
〒078-8231  
旭川市豊岡1条2丁目1-16  
☎0166-38-8800  
FAX 0166-33-0021  
メール  
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

